

第3節 被選挙権（立候補の自由）

れない。投票価値の平等に関する判例動向と比較しても（→第6章第5節3～5）、ここでの積極性が目立つのは、投票価値の平等は重さの違いという量的問題であるのに対して、選挙権制限は行使すること自体ができないという質的問題だ、と理解されていることによると思われる。

- * 在外日本人選挙権判決が、国賠法上の違法性判断に先行して、立法内容（立法不作為）の違憲性について審査したことの影響を受けてか、同判決後、選挙権の領域では国賠法上の違法性判断だけで訴えを棄却せず、立法内容（立法不作為）の違憲性について先行して判断する事例が比較的多い。これに対して他の領域では、立法行為・不作為の憲法適合性に関する判断をせず、国賠法上の違法性についてのみ審査することが多い。そのようななかで、再婚禁止期間違憲判決（最大判平成27・12・16民集69卷8号2427頁）および夫婦同氏規定判決（最大判平成27・12・16民集69卷8号2586頁）は、下級審判決とは異なり、立法不作為の憲法適合性を先行して判断していることが注目される（→第6章第2節3(3)、第5節4(3)、第19章第3節6）。

第3節 被選挙権（立候補の自由）

1 憲法上の根拠

被選挙権と立候補の自由は、概念上は同一ではない。被選挙権とは、選挙を通じて公職者になる資格であり、当选すれば公職者となることのできる権利でもある。したがって、被選挙権は立候補しなくてもある。しかし立候補制をとっている選挙制度の下では、立候補していない者が当選人となることはないため、両者は同じものとして扱いうる。

被選挙権には、憲法上明文の根拠規定がない。選挙犯罪における選挙権・被選挙権停止判決（→第2節1(1)、2(1)）は、被選挙権が憲法上の権利かについて、明確には判断していなかった。それどころか同判決における斎藤・入江裁判官の意見では、「被選挙権は、権利ではなく、権利能力である」とされていた。しかしその後、三井美唄労組事件判決（最大判昭和43・12・4刑集22卷13号1425頁）は、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要」とし、憲法15条1項が被選挙権と立候補の自由を保障してい

る、と判示した。同旨の判断は、その後も繰り返されており（例えば、最判平成8・7・18判時1580号92頁、最大判平成11・11・10民集53巻8号1577頁）、最高裁の確固とした見解となっている。学説上もこの立場が通説である。

- * これに対して、首長の多選制限の場合のように、被選挙権が「既存の政治家の既得権擁護のために援用されることの方が多いいことを考えると、憲法が規定していない権利をあえて憲法上の権利と構成する実益が少ない」、という見解も出されている。この見解では、「少数派の被選挙権が法律により不当に制限されることに対する憲法上の歯止め」は、「平等権」だとされる（高橋和之）。
- ** 上記の三井美唄労組事件判決は、労働組合が議員の選挙にあたり推薦候補を立てている場合に、当該候補者以外に立候補しようとした組合員を統制違反者として処分したことについて、組合の統制権の限界を超え許されない、としたものである。ここでは、立候補の自由に対する私人による制限が問題となっていた（→第17章第2節4(2)）。

2 被選挙権の制限と正当化

(1) 被選挙権が制限されている諸事例

被選挙権や立候補の自由を憲法上の権利として認めるとしても、それに対する制限が設けられることがある。例えば公選法10条は、国会議員、地方公共団体の議会の議員および長の被選挙権について積極要件を定めている。また同法11条・11条の2は、それらの消極要件を規定している。公選法10条により、被選挙権の年齢要件が選挙権の年齢より高く定められていることについては、議員としての職務の遂行には選挙人のそれよりも一般的に高い年齢が必要であるとして、学説上も一般に合理性が認められている。公選法252条が規定する選挙犯罪者の被選挙権停止の合憲性について、前掲選挙権・被選挙権停止判決は、被選挙権の権利性につき明確に判断しない時代のものであるが、制限を簡単に正当化していた（→第2節1(1)、2(1)）。

(2) 新連座制

被選挙権の制限に関して、新連座制の合憲性も争われた。連座制は年々

けんぽう きほんけん
憲法Ⅰ 基本権

2016年4月20日 第1版第1刷発行

2021年1月30日 第1版第3刷発行

著者——わたなべやすゆき ししどじょうじ まつもとかずひこ くどうたつろう
渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗

発行所——株式会社 日本評論社

東京都豊島区南大塚 3-12-4

電話 03-3987-8621(販売), -8631(編集)

振替 00100-3-16

印刷所——精文堂印刷株式会社

製本所——牧製本印刷株式会社

© Y.Watanabe, G.Shishido, K.Matsumoto, T.Kudo

装丁／有田睦美

ISBN 978-4-535-52060-8

JCOPY <(社)出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャン等を行うによりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。